

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金申請書(請求書)

市受付印

さぬき市長 殿

※裏面の【誓約・同意事項】(1)~(8)に誓約・同意の上、申請します。

1 申請・請求者

記入日 年 月 日

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所	
	年 月 日	電話 ( )	
令和3年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合)	令和3年9月30日時点の住所 (現住所と異なる場合)	申請・請求者の個人番号(マイナンバー) (12桁)	

2 配偶者等

(フリガナ) 配偶者等氏名	生年月日	配偶者等の現住所 ※申請・請求者と同じ場合は記入不要	
	年 月 日		
令和3年1月1日時点の住所 ※申請・請求者と同じ場合は、記入不要	令和3年9月30日時点の住所 ※申請・請求者と同じ場合は、記入不要	配偶者等の個人番号(マイナンバー) (12桁)	

(注1)「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人、父母指定者等をいいます。  
(注2)配偶者等が複数人いる場合は、上記以外の配偶者等の氏名、同居・別居の別、別居の場合は住所、マイナンバーを別紙に記載し提出してください。

3 給付金申請児童

今回、給付金の支給を申請する児童について記入してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	平成15年4月2日 ~平成18年4月1日 生まれの児童(高校生) に○をつけてください	同居・別居の別	結婚している場合○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
1			年 月 日		同居 別居		
2			年 月 日		同居 別居		
3			年 月 日		同居 別居		
4			年 月 日		同居 別居		

(注)同居・別居の別は、新生児については申請時点、その他の児童については令和3年9月30日時点の状況を記入してください。

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請(請求)額	円
-------	---	---------	---

※給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3 給付金申請児童」に記入した、今回支給申請をする人数になります。  
※申請(請求)額は、対象児童1人当たり一律100,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 100,000円 × 3人 = 300,000円

(裏面につづきます。)

(裏)

5 受取方法

希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を記入して、必要事項を記入してください。  
(注)申請時点で居住している自治体より児童手当を受給している方(申請中の方)は、記入不要です。

ア 指定の金融機関口座(原則、1の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)							(フリガナ) 口座名義	
金融機関番号	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	支店コード	本・支店 本・支所 出張所	1.普通									
				2.当座									

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。  
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受取ができない方のみが対象となります。  
本人確認書類を添付してください。

【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- (1)子育て世帯への臨時特別給付金(以下「子育て世帯給付金」)の支給要件に該当します。
- (2)同一児童について子育て世帯給付金(それに相当する給付金で他の市区町村が支給するものを含む。)を受給済みではありません。  
(受給していた場合は、子育て世帯給付金を返還します。)
- (3)子育て世帯給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5)この申請書は、市において支給決定をした後は、子育て世帯給付金の請求書として取り扱います。
- (6)市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7)子育て世帯給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯給付金を返還します。
- (8)子育て世帯給付金の支給後、申請内容等について、虚偽であることが判明した場合や相違があり支給要件に該当しないことが判明した場合は、支給済みの子育て世帯給付金を速やかに返還します。

提出書類

高校生等のみ養育者・新生児養育者・公務員 共通

- 『子育て世帯への臨時特別給付金申請書(請求書)』(本書)  
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類のコピー』  
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等のコピーをご用意ください。
- 『申請・請求者の世帯の状況、給付金申請児童との関係性を確認できる書類のコピー』  
※申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍簿本、住民票等の写しをご用意ください。(さぬき市に住所を有する方については、必要ありません。)  
※給付金申請児童を別居監護している場合は、当該児童の住民票等の写しをご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類のコピー』 (「5 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)  
※通帳やキャッシュカードのコピーなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分のコピーをご用意ください。
- 『課税証明書』  
※令和3年1月1日現在にさぬき市に住所がない方(配偶者含む)は、令和3年1月1日現在に住所のあった自治体で課税証明書を取得してください。

公務員の方のみ

- 『平成18年4月2日以降生まれ(中学生以下)の児童手当対象児童を養育している方は、児童手当を受給していることが分かる書類のコピー』  
※10月の児童手当の支払通知書、現況審査を経た後の継続支給決定通知書、給与明細書などの児童手当を受給していることを示す書類をご用意ください。